

苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期計画 別冊
苓北町次世代自動車導入計画

令和7年3月 策定

第1 目的

この計画は、「苓北町地球温暖化対策実行計画」の個別計画として、次世代自動車の導入のために必要な事項を定める。

第2 定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項及び第3項に規定する自動車であって、町が管理し、かつ、公務において直接使用するものをいう。
- (2) 次世代自動車 電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）等、通常のガソリン車に比べて環境性能に優れた自動車をいう。

第3 目標

前項第1号の庁用車について、令和12年度（2030年度）までに次世代自動車を5台導入することを目標とする。ただし、用途、使用条件等に照らして適合する次世代自動車がないもの、及び使用する業務の性質を踏まえた個別検討を要するものを除く。

第4 次世代自動車の導入における基本的な考え方

庁用車における次世代自動車の導入における基本的な考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 庁用車を新規に購入し、又は更新する際は、次世代自動車の導入を基本とする。
ただし、乗用車以外（小型貨物車、バス、トラック等）は、対応車種の次世代自動車が導入可能となり次第、順次転換を検討する。
- (2) 新規購入における車種の選定は、用途、使用頻度、航続距離、充電設備の設置状況等の諸条件を総合的に勘案して行う。
- (3) 更新における車種の選定は、機械的に現行車両と同等の種別用途を採用することなく、稼働見込み、必要十分な使用用途、用途に応じた乗車定員及び積載量、充電設備の設置状況等を総合的に勘案し、将来的な見通し及び優先順位を考慮して行う。
- (4) 次世代自動車の効果的・効率的な導入のため、並行して庁用車の保有台数の適正化に取り組む。

第5 留意事項

- (1) 庁用車の新規購入・更新にあたっては、災害時の電力供給源としての活用を視野に、外部給電機能を備える車種の選定等を検討する。
- (2) 保有台数の適正化については、所管換え、共用化等、効果的・効率的な管理方法についても検討を行う。

第6 計画の見直し

本計画は、次世代自動車の普及状況を含む社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。